

# 新型コロナ

# 国民健康保険・後期高齢者医療に 傷病手当が支給されます



今回の傷病手当支給対象は、新型コロナウイルスに感染（疑われるものを含む）したもので、給与の支払いを受けている

**このままでは支給対象者は少数**

会社員などの健康保険は傷病手当がありますが、国民健康保険制度にはありませんでした。政府が新型コロナウイルス感染防止対策として、厚労省が財政支援するので傷病手当支給の条件整備を急ぐよう、3月24日（事務連絡）と求めています。野洲市では、そのために、6月定例市議会にて条例改正が提案されます。

**対象者は給与の支払いを受ける者  
事業者やフリーランスにも広げべき**  
新型コロナウイルスの感染拡大にともない、国民健康保険に傷病手当が支給されることになりました。しかし、支給対象者は「給与を受けている被保険者」です。国民健康保険制度に傷病手当が創設されることは一歩前進ですが、事業者やフリーランスは対象外であり制度の拡充が求められています。

者に限る」としています。国保制度に傷病手当が創設されたことは前進ですが、事業者やフリーランスなどは対象になつておらず、極めて限られた者になつていきます。国保に傷病手当が創設できないというものは、厚労省の事務連絡（3月24日）でも、国が示した対象を超えての支給は可能」としています。国の基準を超える分については財政支援しない」という問題

**そもそも国保に傷病手当がないのが問題**  
**野洲市の裁量で創設や拡充は可能**

これまで国保には傷病手当はありませんでしたが、法的に創設できないというものではありません。厚労省の事務連絡（3月24日）でも、国が示した対象を超えての支給は可能」としています。国の基準を超える分については財政支援しない」という問題

- 対象者は新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 個別の支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6月まで）
- 支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数
- 制度の適用は、令和2年1月1日～9月30日の間

お困りごとにご要望を  
お気軽にお寄せください

## 早急に支給を「一律10万円」世論の力で実現

自民・公明が決めた「減収世帯のみに30万円」に国民の強い批判が出ていました。公明の山口代表は安倍首相に「恥を忍んで（一律10万円支給）をお願いします」（NHK「NEWS7」報道。4/20）と申し入れ。そもそも政治は「恥を忍んで」行うものではありませんが、「一律10万円支給」は国民の世論と運動が安倍政権を動かし実現したものです。

必要なことは、条件を付けず、早急に資金を届けることです。給付は、市役所に出向かなくても郵送やメールでできるようにして本人指定の口座振り込み、口座のない人にも福祉の窓口で支給できるようにします。

